

豊岡市小規模事業者事業継続支援補助金 公募要領（2021年7月2日施行）

項目	内容
対象事業	<p>事業活動を継続するための取組むため、補助金交付決定後に行う次の事業。</p> <p>①新商品又は新サービスの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社における新たな製品・役務の開発</li> <li>・ 自社において既に取り扱っている製品・役務について、原材料や機能性、価格賦課方式や提供方法など複数の構成要素が具体的に異なる新たな製品・役務の開発</li> </ul> <p>②生産性の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造工程やサービス提供方法の見直し、業務効率化等により生産性を高める事業</li> </ul> <p>③販路の拡大又は新たな顧客の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告宣伝、ウェブサイト（ECサイトを含む）の新設・改修等の取り組みで、既存の販路の拡大又は新たな顧客の増加が具体的に示せる事業</li> </ul>
対象経費	<p>次に掲げる経費で、補助金交付決定後に契約・発注・支払を行うもの。（消費税は対象外）</p> <p>① 設備又はシステム（取得価額が概ね1万円以上のもの）の購入、借用、製作及び改良に要する経費</p> <p>② 広告宣伝に要する外注費</p> <p>但し、上記に該当する経費であっても、下記の場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三親等内の親族及び生計を一とする者に支払う費用</li> <li>・ 中古設備（アンティーク品を含む）</li> <li>・ 自動車・バイク等の車両（移動販売専用車等用途が限定される場合は除く）</li> <li>・ その他市が補助金の交付対象として不適切と認めるもの</li> </ul>
補助率及び補助金額	<p>補助率：補助対象経費の2／3以内</p> <p>下 限：10万円、上 限：50万円（1,000円未満切捨て）</p>
対象者	<p>次に掲げる全てに該当する者。</p> <p>① 市内に主たる事業所を置いている者</p> <p>② 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）</p> <p>③ 小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。）</p> <p>④ 2020年中の売上額が、2019年中（市長が特別の理由があると認めるときは、2018年中）に比べて20%以上減少している者</p> <p>⑤ 2021年1月からこの補助金の交付を申請する日の属する月の前月までのいずれか1カ月において、月の売上額が2020年又は2019年の同月と比べて30%以上減少している者</p> <p>但し、次に掲げる事項に該当する場合は対象外とする。</p> <p>① 市税を滞納している者</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 暴力団など反社会的構成員又はそれらの関係者</li> <li>③ その他市が補助金を交付することが不相当であると認められる者及び同事業を行う者</li> </ul>
公募期限	2021年8月2日(月)午後5時まで
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 豊岡市小規模事業者事業継続支援補助金補助事業計画書(別表及び関係書類を含む)</li> <li>② 豊岡市小規模事業者事業継続支援補助金補助事業計画認定書</li> <li>③ 市税を滞納していない証明書</li> <li>④ 誓約書(豊岡市暴力団排除条例関係)</li> </ul>
審査	<p>下記の手順による書面審査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請者による事業計画書等の提出</li> <li>② 審査員による事業計画書等の内容確認及び書面審査</li> <li>③ 審査結果通知</li> </ul>
申請・採択の制限等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請：1公募につき1者あたり1件まで</li> <li>② 採択：1年度につき1者あたり1件まで</li> <li>③ その他：国県等補助制度が利用可能な場合は当該制度の利用を優先のこと</li> </ul>
事業期間	交付決定日から2022年2月21日(月)まで
実績報告の期限	2022年2月28日(月)まで
実績報告に関する書類等	事業に関する領収書・振込伝票、請求書、見積書(変更見積を含む)、納品書等の証票は、実績報告時に必要になるため、必ず保管して下さい。
補助事業内容の変更	事業内容・経費に関する変更が生じる場合、原則事前に承認申請手続きをして下さい。(市の承認なく変更した場合、補助事業が無効になる場合があります)
補助金の返還	<p>次に該当する場合、補助金の返還を求めます。(但し、災害・病気等やむを得ない事情による場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業完了後3年以内に事業を廃止した場合</li> <li>② 正当な理由なく豊岡市外を拠点として事業実施した場合</li> <li>③ その他虚偽によって補助金の交付を受けるなどの事由により、市長が返還の必要性を認める場合</li> </ul>
補助事業の公表	豊岡市ホームページ及び市刊行物において採択者名、事業名及び交付決定額を公表する場合があります。
その他	この補助金と豊岡市の別の補助金を併用することはできません。

【申込み・問合せ】豊岡市環境経済部環境経済課経済政策係  
Tel:0796-23-4480/E-mail:ecovalley@city.toyooka.lg.jp